

## ○石川県警察指紋等取扱要綱の制定について

〔平成11年8月2日鑑甲第177号  
石川県警察本部長から部課署長あて〕  
改正 平成12年12月28日鑑甲第315号  
平成19年1月11日鑑甲達第1号  
平成23年5月2日鑑丙達第11号  
平成23年12月1日鑑乙達第18号

- 対号1 昭和44年12月5日付け発鑑第479号「掌紋および一指指紋採取犯罪の指定に関する訓令の制定(通達)」
- 対号2 昭和44年12月5日付け発鑑第487号「石川県警察指紋等取扱細目(通達)」
- 対号3 昭和45年12月1日付け発鑑第383号「石川県警察指紋等取扱細目の一部改正について(通達)」
- 対号4 昭和46年10月1日付け発鑑第292号「石川県警察指紋等取扱細目の一部改正について(通達)」
- 対号5 昭和47年12月8日付け発鑑第456号「石川県警察指紋等取扱細目の一部改正について(通達)」
- 対号6 昭和49年10月21日付け発鑑第363号「石川県警察指紋等取扱細目の一部改正について(通達)」
- 対号7 昭和51年4月15日付け発鑑第159号「指紋等取扱細目の一部改正について(通達)」
- 対号8 平成7年3月1日付け鑑甲第47号「手口別指掌紋票の作成について(通達)」

石川県警察における指紋等の取扱いについては、対号に基づき運用してきたところであるが、このたび、指紋等取扱規則(平成9年国家公安委員会規則第13号)及び指紋等取扱細則(平成9年警察庁訓令第11号)の施行に伴い、石川県警察指紋等取扱いに関する訓令(平成11年石川県警察本部訓令第19号)を制定し、別添のとおり「石川県警察指紋等取扱要綱」を定めたので、その運用については遺憾のないようにされたい。

なお、対号はこれを廃止する。

### 記

#### 1 制定の趣旨

最近の犯罪は、社会経済情勢の著しい変化を反映し、ますます凶悪化、広域化、国際化するとともに、地域社会の連帯意識の希薄化により聞き込み捜査等の人からの捜査が困難となるなど、犯罪捜査を取り巻く環境は悪化の一途をたどっている。こうした情勢に適切に対応するため、当県においては、各警察署にライブスキャナが整備されたことに伴い、指紋業務の迅速化、効率化を図ることとしたものである。

#### 2 制定の要点

- (1) 指掌紋記録等を作成するに当たっての留意事項を定めた。
- (2) 現場指紋及び現場掌紋(以下「現場指掌紋」という。)を採取したときの立証措置、

送付要領を定めた。

(3) 指紋情報の管理について定めた。

### 3 運用上の留意事項

(1) 指掌紋記録等の作成（第2関係）

従来、被疑者の指掌紋は、インクを使用して採取し、指紋原紙、指紋票等を作成してきたが、ライブスキャナが警察署に設置されたことから、被疑者の指掌紋、身上事項、処分結果をライブスキャナにより処理することとなるので、被疑者の指掌紋記録等の作成に当たっては、鮮明な指掌紋記録等の採取、正確な身上事項の記録又は記載に努めること。

(2) 現場指掌紋の採取及び送付（第6～第8関係）

本部の犯罪捜査を担当する所属の長及び警察署長（以下「警察署長等」という。）は、犯罪現場においては、各種資器材を有効に活用して綿密かつ広範囲にわたり現場指掌紋の採取活動を行い、採取証拠資料の立証措置を確実に講じ、協力者指掌紋を添えて鑑識課長に送付すること。

(3) 遺留指掌紋の保管及び利用（第11～第13関係）

ア 鑑識課長は、遺留指掌紋等の保管については、年次別及び受理番号順に行うこと。

イ 警察署長等は、遺留指掌紋に関する回答を受けたときは、指名照会を励行し、遺留指掌紋の積極的な活用に努めること。

(4) 指紋情報の管理

警察職員は、指紋情報に係る個人情報の重要性を認識し、その取扱いに十分配慮すること。

## 別添

### 石川県警察指掌紋取扱要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、石川県警察指掌紋取扱いに関する訓令（平成11年石川県警察本部訓令第19号。以下「訓令」という。）第8条の規定に基づき、指紋及び掌紋の取扱いに関し必要な細目的事項を定めるものとする。

#### 第2 指掌紋記録等の作成及び処理

- 1 警察署長等は、指掌紋記録等を作成したときは、ライブスキャナにより指紋資料等作成処理簿（別記様式第1号）を印刷出力し保管しなければならない。
- 2 警察署長等は、送信した指掌紋記録に係る犯歴番号を受信したときは、指紋資料等作成処理簿に当該犯歴番号を記載しなければならない。
- 3 警察署長等は、ライブスキャナの障害等により指掌紋記録を作成できないときは、黒インクで指紋資料（指掌紋取扱細則（平成9年警察庁訓令第11号。以下「細則」という。）別記様式第1号）1部及び掌紋資料（細則別記様式第2号）1部を作成し、指掌紋記録等送付管理簿（別記様式第2号）を添付し、鑑識課長に速やかに送付しなければならない。
- 4 前記3における身上事項の入力は、ライブスキャナが復旧した後行わなければならない。

らない。

- 5 前記2及び3の場合において、警察署長等は、処分結果資料（別記様式第3号）を印刷出力し、これを判決の確定その他処分結果が明らかになるまで保管しなければならない。
- 6 鑑識課長は、前記3の規定により送付された指紋資料及び掌紋資料（以下「指掌紋資料」という。）を受信したときは、警察庁刑事局犯罪鑑識官（以下「警察庁犯罪鑑識官」という。）に送信し、当該指掌紋資料は当該指掌紋資料に係る犯歴番号を受信した後、廃棄することができるものとする。

### 第3 指掌紋記録の作成依頼

- 1 警察署長等は、指掌紋取扱規則（平成9年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）第3条の規定によりライブスキャナにより指掌紋記録を作成するときは、必要により他の警察署長に対してその作成を依頼することができる。
- 2 警察署長等は、前記1の依頼をするときは、指掌紋記録作成依頼書（別記様式第5号）によること。
- 3 前記1の依頼を受けた警察署長は、次に掲げる処理を行うものとする。
  - (1) 警察本部の犯罪捜査を担当する所属の長（以下「本部内所属長」という。）から依頼を受けた時は、指掌紋記録を作成し警察庁犯罪鑑識官に送信すること。
  - (2) 警察署長から依頼を受けた時は、指掌紋記録を作成した後、当該指掌紋記録を警察庁犯罪鑑識官に送信すること。
  - (3) 依頼警察署長は、当該指掌紋記録の身分事項及び必要事項をライブスキャナに保存し受信すること。
- 4 鑑識課長は、前記3の(1)の場合において、当該指掌紋記録に係る犯歴番号を受信した後、指紋資料等作成処理簿1部、処分結果資料1部を印刷出力し、依頼本部内所属長に対して指掌紋記録等送付管理簿を添付し送付すること。

### 第4 身上事項の訂正等

警察署長は、細則第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定により身上事項の追加、訂正又は処分結果記録の作成を行うときは、その内容を指紋資料等作成処理簿及び処分結果資料に朱書きし、その後ライブスキャナを用いて行わなければならない。ただし、本部内所属長は、身上事項の追加、訂正又は処分結果記録の作成については、鑑識課長に依頼するものとする。

### 第5 処分結果の調査

警察署長等は、送致又は送付した事件の処分結果について、積極的な調査をしなければならない。

### 第6 現場指掌紋の採取

警察署長等は、現場指掌紋を採取したときは、鑑識資料採取報告書（別記様式第7号）及び採取箇所（印象物件）略図を作成し、現場指掌紋の採取経過を明らかにしておかななければならない。

### 第7 協力者指掌紋の採取及び取扱い

- 1 警察署長等は、現場指掌紋を採取したときは、関係者を的確に把握するとともに指紋採取の必要性や事後の取扱いについて十分説明し、関係者の同意を得て協力者

指掌紋票（別記様式第8号）により採取しなければならない。

- 2 協力者指掌紋票は、関係者から返還要求のあったときは、選別対照が終了次第直ちに返還し、それ以外の場合は廃棄しなければならない。

#### 第8 現場指掌紋の送付

- 1 警察署長等は、現場指掌紋を鑑識課長に送付するときは、現場指掌紋送付書（別記様式第9号）に協力者指掌紋票を添えて現場指掌紋資料袋（別記様式第10号）に収納し送付しなければならない。
- 2 警察署長等は、現場指掌紋を送付したときは、現場指掌紋送付簿（別記様式第11号）に記載し、当該現場指掌紋の送付及び処理経過を明らかにしておかなければならない。

#### 第9 現場指掌紋の処理

- 1 鑑識課長は、現場指掌紋の送付を受けたときは、現場指掌紋受理簿（別記様式第12号）に所要事項を記載し、速やかに協力者指掌紋票との対照を行わなければならない。
- 2 鑑識課長は、訓令第5条第1項の規定による回答については、現場指掌紋対照結果通知書（別記様式第13号）に遺留指掌紋残留表示票（別記様式第14号）を添えて回答しなければならない。ただし、遺留指掌紋がないときは、現場指掌紋対照結果通知書の作成を省略することができる。
- 3 警察署長等は、遺留指掌紋残留表示票を受理したときは、当該事件の被害関係書類に貼付しその活用により被疑者の発見に努めなければならない。また、被疑者の検挙及び被害届の移ちよう等をしたときは、当該遺留指掌紋残留表示票に所要事項を記載し、速やかに鑑識課長に送付しなければならない。
- 4 鑑識課長は、訓令第5条第2項の規定による対照を行い、遺留指掌紋に該当する指掌紋記録等を発見したときは、当該遺留指掌紋を送付した警察署長等及び必要があるときは当該指掌紋記録等を送付した警察署長等に対し、当該発見の内容を電話により回答しなければならない。
- 5 前記4の規定は、規則第8条第2項の規定により指掌紋記録等と遺留指掌紋とを対照し該当した場合について準用する。
- 6 鑑識課長は、前記4又は5に規定する回答を行ったものについて、必要に応じて現場指掌紋確認通知書（別記様式第15号）又は現場指掌紋確認報告書（別記様式第16号）を警察署長等に送付するものとする。
- 7 鑑識課長は、対照が終了した現場指掌紋のうち、保管又は返還の必要がないものは廃棄するものとする。
- 8 鑑識課長は、前記7の規定により現場指掌紋を廃棄したときは、現場指掌紋廃棄簿（別記様式第17号）によりその廃棄状況を明らかにしておかなければならない。

#### 第10 遺留指紋及び遺留掌紋の照会

- 1 鑑識課長は、遺留指紋照会を行ったときは、その処理経過を遺留指紋照会処理簿（別記様式第18号）により明らかにしておかなければならない。
- 2 鑑識課長は、遺留掌紋照会を行ったときは、その処理経過を遺留掌紋照会処理簿（別記様式第19号）により明らかにしておかなければならない。

## 第11 遺留指掌紋の保管及び廃棄等

- 1 鑑識課長は、保管に係る遺留指掌紋（以下「保管遺留指掌紋」という。）に滅失や変質などのおそれがあるときは写真撮影を行い、当該保管遺留指掌紋の実物大写真を貼付した遺留指掌紋写真票（別記様式第20号）を作成の上、保管しなければならない。
- 2 鑑識課長は、保管遺留指掌紋に係る事件の被疑者が判明（当該被疑者の指掌紋記録等が保管遺留指掌紋に該当した場合に限る。）したときは、遺留指掌紋送付書（別記様式第21号）により当該保管遺留指掌紋を送付した警察署長等（ただし、当該保管遺留指掌紋が機動鑑識班採取の場合は、当該事件の発生地を管轄する警察署長）に当該保管遺留指掌紋を送付しなければならない。
- 3 警察署長等は、前記2の規定により遺留指掌紋の送付を受けたときは、当該遺留指掌紋を保管し、その保管状況を遺留指掌紋保管簿（別記様式第22号）により明らかにしておかなければならない。
- 4 鑑識課長は、保管遺留指掌紋に係る事件の公訴の時効が完成したときは、当該保管遺留指掌紋を廃棄するものとする。
- 5 鑑識課長は、前記4の規定により保管遺留指掌紋を廃棄したときは、その廃棄状況を遺留指掌紋廃棄簿（別記様式第23号）により明らかにしておかなければならない。
- 6 警察署長等は、前記3の規定により保管する遺留指掌紋に係る事件の被疑者を検挙し判決が確定するなど、当該遺留指掌紋を保管する必要がなくなったときは、当該遺留指掌紋を廃棄することができる。
- 7 警察署長等は、前記6の規定により遺留指掌紋を廃棄したときは、遺留指掌紋保管簿によりその廃棄状況を明らかにしておかなければならない。

## 第12 指名照会

- 1 警察署長等は、指名照会を行うときは、当該事件の現場指掌紋送付警察署、被害者氏名、犯罪手口名、発生年月日その他の事件概要が明らかになるべき事項並びに容疑者の氏名、生年月日及び犯歴番号を鑑識課長に通知しなければならない。
- 2 前項の場合において、当該事件に係る容疑者に前歴がないときは、当該容疑者の指掌紋を採取して送付しなければならない。

## 第13 指掌紋照会

- 1 警察署長等は、犯罪捜査上必要があると認めるときは、次に掲げる要領により指掌紋照会を行うことができる。
  - (1) 被疑者の指掌紋照会は、ライブスキャナを用いて行い、指掌紋照会処理簿（別記様式第24号）にその経過を記載すること。
  - (2) 変死者等の指掌紋照会を行うときは、指掌紋照会書（細則別記様式第4号）を用いて行うこと。
- 2 鑑識課長は、警察庁犯罪鑑識官から前項に係る指掌紋照会回答を受理したときは、照会警察署長等に対し直ちにその旨を通知しなければならない。

## 第14 緊急照会

警察署長等は、次の各号のいずれかに該当する被疑者を検挙した場合は、鑑識課長に対して緊急の指掌紋照会を依頼することができる。

- (1) 黙秘権を行使し、又は異名を使用していると思われる被疑者について、その身元及び犯罪経歴を確認する必要があるとき。
- (2) 数都府県にわたる犯罪を行っていると思われる被疑者について、その身元及び犯罪経歴を確認する必要があるとき。
- (3) 被疑者の身柄措置を決定する場合において、その身元及び犯罪経歴を確認する必要があるとき。
- (4) 重要特異な犯罪により指名手配がされている被疑者については、緊急にその者を確認する必要があるとき。

#### 第15 緊急照会の処理

- 1 鑑識課長は、緊急照会の必要があると認めるときは、直ちに警察庁犯罪鑑識官に対し緊急照会の承諾を得た後、警察署長に対しライブスキャナにより当該指掌紋記録を送信させなければならない。
- 2 鑑識課長は、前記1の緊急照会の回答を受理したときは、照会警察署長等に対し直ちにその旨を通知しなければならない。

#### 第16 ライブスキャナ障害時の措置

- 1 警察署長は、ライブスキャナが損傷などの障害を生じたときは、直ちに鑑識課長に通報しなければならない。
- 2 鑑識課長は、前記1の通報を受けたときは、速やかにライブスキャナの復旧措置を講じなければならない。

#### 第17 職員の指紋採取

警察職員として採用された者に対しては、速やかに指掌紋資料（細則別記様式第1号及び別記様式第2号）に指掌紋を採取し、必要な処理をした後、鑑識課長が保管しなければならない。

（別記様式省略）